

第十編 勞資協調運動

概観

労働問題解決の爲めに如何なる機關が設けられ如何なる方策が講ぜられても勞資兩階級の對立する限り其の徹底的解決は不可能であらう。然し乍ら労働運動の盛んとなるに従ひ、勞資兩階級の闘争につき種々の緩和策が國家若くは資本家によつて講ぜられる、即ち國家は(一)社會の安寧秩序を維持せんがため及び(二)勞資兩者に對して協調の好模範を示さんがため、又資本家は(一)革命的傾向に對する恐怖と(二)人道主義的覺醒(尤も少數ではあるが)との結果及び(三)協調なる美名の下にする利潤の遞減防止の目的(これ恐らく最も多數であらう)から、種々の協調機關を設くるに至るのが自然の趨勢である。我國に於ても近時此の種の機關が漸く勃興し來りつゝあるのを見るのであるが之を二つに區別し得る様に思はれる、即ち一は企

業外にあつて勞資兩者の一般的協調を圖らんとするもので他は企業内にあつて個別的協調を試みんとするものである。財團法人協調會は前者中の尤なるもので、國有鐵道現業委員會、秀英舎工場協議員等の工場委員制度は後者に屬する。所々に設けられた所謂縦斷組合なるものも亦後者である。尙此の工場委員制度なるものは三四年來英米に行はれ來つて居るものであるが、最近我が國に於ても漸く之に倣ふものが現はれて來た。

然らば之等の制度の實績如何。

床次内相の盡力によつて成立し、國庫より二百萬圓の補助金を受けた財團法人協調會は本來勞資兩者を平等視し以て其の協調を圖らんとする目的で設立されたものであるが設立當初より其の役員は舊官吏に非ずんば資本家であつて一の労働者の加へられたるものあるを見ないから、意識的又は無意識的に資本家側を擁護するの弊に陥るは免れざる勢であると思はれたが果して大正九年中に於ける成績に徴

するに幾多の労働爭議を袖手傍觀せし點より云ふも、何等社會政策的施設をなし得ざりし點より云ふも、當初の目的に副ひ得なかつたのは事實であつて、従つて労働者側より之に多くを期待する事は出來ないことが愈明白となつた。

國有鐵道に現業委員會の設けられたるは恐らく鐵道從業員の思想が比較的急進的なるを看取せる當局が、労働爭議の勃發前に一の緩和策たる工場委員制度を設けて機先を制せんと欲し、且つ之により協調の實をあげて範を資本家に示さんとしたのであらう、又陸海軍工廠に於ける工場委員制度は最近に於ける砲兵工廠等の同盟罷業の勃發其他労働運動の險惡となれるに驚愕したる當局が急遽之が對策として作つたものであらうが幾多の官營工場中特に陸海軍の工場に相次いで此の天降りの制度の設けられしを見ては、そこに軍隊特種の絶對的命令精神の發露を認めざるを得ない。次に民間では秀英舎日清印刷等の印刷工場に先づ工場委員制度の起つ

たのはこれ亦、労働運動に對して比較的急進思想を持つ印刷職工に對する資本家の労働争議豫防策である。而して此等の工場委員制度の成績如何は未だ聞く事を得ないが、その決議に強制力なき工場委員制度が労働者に如何程の利益を齎すやは疑問とせられてゐる。尙東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、陸軍被服廠、八幡製鐵所等に於ける制度の如きは懇談制であつて會の決議なるものなく眞の工場委員制度とは云ひ得ないが一方、強制力なき決議は其の效果に於て懇談に等しいから實質上兩者は幾何程の差もないのかも知れない。

最後に所謂縦斷的組名なるものは資本家の一方意思によつて設けられその會長又は組合長は資本家身自若くはその指名した者であつて其の操縦は資本家の意の儘である。それが労働運動上如何なる功績をあげつゝあるかは別項労働組合運動中其の例を見出すに難くないであらう。

協調會

労働團體の勃興、労働争議の頻發等労働

者間に於ける階級意識の發生と共に我が國に於ける労働運動の漸く盛んならんとするを見るや、現時に於ける労働資本の關係を研究し、勞資の協調によつて労働問題の解決を圖らんとする一の機關が床次内相を中心として計畫さるゝに至り、幾多の迂餘曲折を経て大正八年末遂に其の成立を見た。是れ即ち彼の財團法人協調會なるものであつて其の綱領を擧ぐれば左の如くである。

協調會綱領

- 第一、目的 本會は事業主と労働者との協調を圖り社會政策的施設の調査と其の實行を促進するを以て目的とす
- 第二、事業 本會は本部の外全國樞要の地方に支部を設置し主として左記の事業を實行し若し之を誘助するものとす
 - 一、公私の機關と連絡を取り社會政策に關する調査研究を爲し其の結果を公表すること
 - 二、社會政策に關し政府の諮問に應じ又は政府其の他公私機關に對し意見を提出すること
 - 三、講演會圖書館等を開設して事業主及労働者の修養に資すること
 - 四、職業紹介所事業の中央機關たるべき適

- 五、労働紛議の仲裁和解に盡力すること
- 六、其の他時勢の推移に應じて必要な施設を講ずること

第三、組織 本會は有志者の寄附金を基礎とする財團法人と爲す
本會に評議員會を設け各方面の人士を網羅し本會の事業執行上に於ける議決機關と爲す

かくて本年三月二十九日築地精養軒に於て第一回評議員會を開催したが出席者百餘名、徳川會長の挨拶、常務理事の経過報告あり、次いで當日の議案たる寄附行爲施行細則及大正九年度豫算歳出總計四十萬餘圓の審議に移り兩案共満場一致で可決した。今大正九年度に於ける同會事業案を見るに大要左の如くである。

- 一、調査報告雜誌其の他書冊の刊行
- 二、職工教育、會講演會を開催し、且此種の施設に對し適當の援助を與ふること
- 三、公益職業紹介の聯絡獎勵を圖ること
- 四、社會政策講習所を設置し社會政策の研究及實務に従事する者を養成すると

五、労働問題に關する一切の事項を調査すること

尚同會は六百八拾餘萬圓の寄附金と八月國庫より交附せられたる貳百萬圓の補助金と合計約九百萬圓の資金を有する一大財團であつて右の寄附金は三井三菱(各百萬圓)等凡て八十九名の富豪の寄附になるものである。

富士紡同盟罷業と協調會

七月十四日、富士瓦斯紡績株式會社押上工場の男女工二千餘名は労働組合權の承認を求めて一齊に罷業したが、同社長和田豊治氏が該事件に對し甚だしく冷淡なるを憤れる友愛會は同月十六日、和田氏を理事とせる協調會に一の公開狀を發して其の態度の聲明を迫るに至つた。茲に於てか協調會は理事會を開く事數度、同月二十一日華族會館に於ける最後の理事會には徳川會長大岡、清浦、澁澤三副會長を初め八理事出席協議の結果、友愛會の公開狀に對しては協調會は答辯の必要を認めず、争議の經過にも立ち入るべきに非ずとし、今

後も此の問題に對し絶対に關係せざる事に決せる上、労働者團結權問題に就ての協調會の態度を決し左の如き意見書を發表した。

意見書

労働者團結權なる用語は廣く世間に行はれ其の意義は自ら明白なるが如く一般に思惟せらるゝも深く此用語の性質を極むる時は種々の解釋を附し得らるべく従つて團結權の否認と云ふ事實の説明も簡明なるものでない自ら多岐に渉るを免れないのである資本家が労働組合に對し濫りに壓迫を試み之が發達を阻害するの行動をなすは團結權否認の一例たるは云ふまでもない惟ふに健全なる労働組合の發達は本會の主張たる務資協調の目的を貫徹する一方法である然れば此の意義に於ける團結權の否認は本會の主張に適合せざるものたることは茲に言明して憚らざる所である、今回の争議に於て事實の問題として會社は此意義に於ける團結權の否認をなしたるものに非ずことを言明し友愛會は全く正反對の認定をなし所謂水掛論に了るは遺憾の事である、更に團結權否認に就き資本家が労働組合を無視し組合の決議や行動に對し相當の注意を拂はざるの意義に解釋すれば是れ絶対的問題に非ずし關係的問題である若し夫れ組合の基礎鞏固にして其の行動や穩健なる場合には之に對して相當の敬意を表し其意思を尊重するは資本家の當然採るべき方針ならんも然らざる組合

に對しては資本家は行動の自由を保留するも何等非議すべきこととでないのである此意義に於ける團結權否認の當否は組合其物の實體に依つて分るゝことにして之に對する本會の態度も亦概括的に説明すること出来ないのである、尙ほ進んで團結權否認の意義に就き最も進歩せる意義を附し資本家が組合の代表的契約を否認するの場合を假定せんか代表的契約の如きは労働組合の將來の理想として自然の趨勢なる事は歐米の實例に依り之を明かにするとを得んも我國に於ける現實の問題としては未だ輕々に論斷し難きことである歐米諸國中労働組合の進歩最も著しき所に於ては此事實の行はるゝ場合の少からざるも我國の如き労働組合法は未だ制定せられず加ふるに組合の發達尙幼稚なる所に在つては遽かに斯の如き要求の容認を得難きは己むを得ざることである而して之を以て直ちに團結權の否認となすは本會の與せざる所である。

かくて協調會は務資の協調に最も必要なるとして自ら其の事業の一として標榜せる労働争議の仲裁和解に對して極めて消極的態度を持するものであることを天下に曝露するに至つた。

幹部の更迭と宣言の發表

協調會成立後幾何もなく調査部長松岡

均平博士の辭任を見たが爾來事業部長として調査部長を兼ねたる桑田熊藏博士は十月に至つて協調會を去るに至り、常務理事谷口留五郎氏亦同時に職を退いた、而して其後任としては内務省地方局長添田敬一郎、元鐵道省經理局長永井亨、内務書記官田澤義鋪の三氏が協調會へ入つた。かく幹部に異動を生じたる協調會は此の機會に於て協調會の主義精神を鮮明にし更に之を徹底せしむるの必要を認めて所謂勞資協調は階争闘級を否認し人格主義を基調とする社會政策に立つものであることを宣言した。

協調會の事業

一、社會政策講習所 社會政策を研究せんとし又は社會的施設の實務に當らんとする者を養成する目的を以て設立され、四月第一回講習を開始し七月修了、百二十名に修了證書を授與した。第二回講習は九月十五日から開始されて居る。(労働者の教育問題の條参照)
二、中央職業紹介所 六月より開始、(一)全國各紹介所より報告を受け、之を綜合し

て各紹介所に通報し(二)各地方に於ける労働需給狀況、失業防止施設を調査し(三)事業主及労働者中の適任者を囑託して委員會を設置し依つて職業紹介事業に関する意見を徴し(四)紹介所の増設其の他紹介事業の改善を計ること等の事業をなしつつある。

三、宣傳及調査 各地の要求に應じて講師を出張せしめ、活動寫眞、講談師等を利用して宣傳をなし、又各地の職業紹介所、失業者狀況の視察調査、歐洲に於ける社會政策に関する各種資料の刊行等をしてゐる。

四、社會政策時報を發行してゐる。
五、工業補習學校 東京高等工業學校附属工業補習學校を譲り受けて經營してゐる。

尙十一月十七日添田理事は左の如き事業要綱を發表した。

從來の施設に係る中央職業紹介所及び社會政策講演所の經營、社會政策時報及各種刊行物の發刊等に就ては大に事務刷新して其の充實又は擴張を期し、更に當面の事業として左の

各項を實行せんとす。

- 一、社會政策的制度及施設の調査研究に就ては一層力を用ひ、其の結果を發表するの外政府其他に對して進んで意見を開陳すると
- 一、全國工場鑛山等に亘りて系統的に労働事情に関する實地調査を行ひ、以て施設計畫の基礎標準とすること
- 一、資本家事業主に對して適切なる施設の實行を奨励し、勞資協調の目的を達すべき各種組織の成立を援助すること
- 一、勞務者の爲め自ら實業補習學校を經營するの外各地に之が設立普及を圖り、短期講習會を開き、又労働者の購讀に適切なる雜誌を刊行すること
- 一、會館、セトルメント、寄宿舎其他勞務者の教養に資すべき社會事業を順次に實行して大に積極的施設を試ること
- 一、關係官廳、地方公共團體、資本家及勞務者の團體等は勿論、廣く社會の各方面に接近して協議研究の機會を作ると共に本會を了解利用せしむるに努むること
- 一、協調主義の宣傳に一層力を用ひ、講演、講話、小冊子の刊行、活動寫眞の利用其他適切なる手段を講ずること

温情會

前相模紡績株式會社取締役水谷鹿治郎が「労働問題の解決は一に武士道に立脚せる眞の温情主義の徹定的普及に依らざる

可からざるを思念し曩に一事業を經營するに及び之れを實際的に試みて其の結果の好良なる寧ろ驚くべきものある事を體驗し得たるを以て愈々此の主義を全國産業界に徹底普及せしむるの國家に大益あるを痛感し「設けたものが此の温情會である。本部を東京に置き、日本固有の武士道を根底とする友誼信愛を主義とし、會員互の精神的向上を圖り誠實なる眞の温情主義を鼓吹普及せしめ、相頼り相授くるの美風を涵養するを以て目的として居る。そして同會の主義に贊助する者を以て、會員とする。會長の任期は無期限で水谷氏が會長らしく思はれる。本部又は必要に應じて設けた支部に於ては毎月一回協議會を開く事になつて居る。此の會が果して如何なる活動をなしつつあるやは遺憾にして知るを得ない。

勞資研究會

大阪工業會の長谷川柳太郎氏は労働問題解決の唯一の道は勞資相互の理解に依る兩者の調和に俟つの外なしとの見解か

ら勞資研究會なるもの組織した。其第一回例會は十二月七日大阪工業會内に開かれ、工業會系統の資本家數氏及労働者側として大阪鐵工組合の代表者出席勞資の調和策如何に就き議論を闘した。尙毎月一回宛例會を開く由。

愛働會

岡山自興産館小野嘉四郎氏其の他の肝煎りで十二月愛働會なるものが組織せられた。其目的は「人類共済の精神に基き會員の生活の安固人格の向上勞資双互の理解に基き一致の力に依り我國産業の發達を圖る」にあつて其綱領は國家中心主義により労働界の責任及天職を自覺せしめ、社會的地位の改善を期するに他ならない。之が目的を達するため本部に

- 一、社會事業に關する研究調査
- 二、職業紹介
- 三、人事相談
- 四、法律顧問
- 五、共済扶助
- 六、貯蓄金奨励

等各部の機關を設ける由である。

國有鐵道現業委員會

十六萬餘の従業員を有する帝國々有鐵道に於ては時勢の趨勢に鑑み、國有鐵道現業委員會なるものを組織した。其の組織の大要は後述の如くであるか、五月一日同委員會規程の發表と同時に床次鐵道院總裁は次の如き訓示をした。

「今や我國有鐵道は十有六萬の従業員を擁し其の繁劇なる業務錯綜せる分業に依つて行はるゝが故に克く上下の意思を疎通し従業員の健全を保持するは我業績を擧ぐる所以の要道なるを惟ひ、常に當局は意を茲に致し率先を以て幾多の待遇施設を實行せるは諸子の能く了解する所なり、方今國力の進展に伴ひ國有鐵道の責務愈々其の重きを加ふるに際し予は諸子が盡す協力奉公の精神を以て國運の隆昌に貢献せむことを期待するや切なり乃ち茲に現業委員會の制度を創設して世運の嚮ふ所に副はんとを欲す其の主旨に於ては素より余が後來屢ば聲明したる所と異なるなく一に鐵道の責務を完ふし上下の關係を密接ならしめ従業員の福利を増進せむとするに在り而して其の形體に關しては深く我國の狀勢に鑑み普く歐米の成例に照し最も適切なる組織を選べり今其大綱を述べば業務の種類に據り地域に従つて區劃を定め公選せられたる委員は従事員共通の福利に關し當局の諮問に答申するの外自

ら進んで意見を開陳し別に各般の事情に通曉せる者は指名に依り會議に参加して説明應酬の任に當り更に上長の職に在る者を議長と爲し議事の圓滑を圖ると共に部下職員の実情を直接聴取するの機會を有せしめたり斯の如くして予は益々現業の真相を明かにすると共に諸子の意向を察にし以て諸般の施設計畫に資する所あらむとす

近來一部思想界の變調に伴ひ漫に外來の思想に心粹し或は種々の誘惑に雷同して徒らに事を構ふもの尠なからざるに際し我鐵道從業員が獨り毅然として迷ふことなく常に其の職務に忠誠なるは吾人欣快措く能はざる所なり諸君冀くは本委員會設立の趣旨に鑑み深く當局の施設に信賴將來益々堅忍自重以て國有鐵道從業員たるの使命を全うするに努力すべし惟ふに本委員會の制度は當院の創設に係り其の實績を擧ぐると否とは一に之れが運用の如何に存し其の良否は眞に他の事業に影響する所のもの尠なからざるを以て舉世刮目して其の經過を凝視せむとす諸子須らく其の趣旨を體し委員の選舉は之を公平になすべく選出せられたる委員は其の分に顧みて慎重事に當り上長亦克く之が指導の責に任じて言議を尊重し一心協力以て本制度の趣旨を貫徹せむことを努むべし

一、目的

区域内に於ける共通の利害に關する事

項に付當局の諮問に答申し又は進んで意見の開陳をなすにある。

二、目的

区域内に在勤する鐵道手及雇員以下の現業員より選舉した委員を以て組織し之に指名された議長及參與員を加へる。委員の數は大體区域内の現業員百人に付き一人の割合を以て標準とし五人乃至二十五人とする、そして此の範圍に於て管理局長は各区域内の業務又は勤務課所に委員數の割當をする。

三、區域

委員會は事務所及工場毎に之を設置し運轉事務所にあつては運輸及運轉系統に各別に之を設置する。

四、選舉

一、委員の選舉資格

- イ、國有鐵道に一年以上勤続したること
- ロ、年齢二十五歳以上の男子現業員たること

(二)委員の被選資格

- イ、國有鐵道に一年以上勤続したること
- ロ、當該區域に一年以上勤続したること
- ハ、現に當該區域内の業務又は勤務箇所
に在勤すること
- ニ、年齢二十五歳以上の男子現業員たる
こと

尙投票は單記無記名であつて委員の任期は二ケ年である。

五、會議の方法

議事制を採つて居る。上長の職にある者をして議長の職に就かしめ所屬従事員の實情を直接聴取せしめ、又委員の外に各般の事情を熟知せる者をして會員に參與せしめ説明應酬の任に當らしめる。尙此等の議長及び參與員は決議の際には可否の數に加はらない。

六、開期

通常會は六ヶ月に一回議長之を召集し委員定數の半數以上の請求あるとき又は議長が必要ありと認めたとときには臨時會

を開くことが出来る。

七、聯合現業委員會

各管理局に聯合現業委員會を置く。聯合現業委員會は現業委員會より互選したる委員を以て組織し、委員の定数は各現業委員會の委員十人に付一人の割合である。但し十人未滿の場合には五人以上のときに限り之を一人とする。

かくて八月十一日全國一齊に總計千三百六十名の現業委員選舉が行はれ九月二十日より十月十日迄に各地に於て現業委員會が又十月十日より二十五日迄に聯合現業委員會が開かれたのである。此等現業委員會には鐵道省よりの諮問案として

- 一、能率増進に關する件
 - 一、日用品廉賣に關する件
- の二件が提出せられたが、現業員側より提出した議案は數百件に上つて居るが今試みに東京鐵道局管内に於ける議案の一部を擧ぐれば左の如くてあつて、之により鐵道現業員の希望の一斑を知る事が出来るやう。

勞資協調運動

一、現業委員會規則第三條中の男子現業員とあるを男子の二字を削り婦人事務員にも有權資格を興ふべき事

一、多數の意思を代表する委員を薄弱なる理由の下に強勸せしめざる事

一、共済組合規則中二十年を経過し年齢四十歳を越ゆるを「十五年を」經過に「正の事

一、鐵道省職員表彰規定に依り效績章を授與せられたる者に對しては終身年一回家族共に乘車車證下付せられ度き事

一、職員家族無賃乘車制限人員最大限五名に改正せられたき事

一、職員家族無賃乘車證は一年以上十年未滿一回十年以上二回傭人家族乘車證年限は土職五年以上一回たるを二年位に短縮せられたき事

一、忌引日數の件につき判任官及雇員の忌引日數は父母七日以内事情に依つて十日以内祖父伯叔父母二日配偶者七日子三日兄弟姉妹二日雇人父母五日以内配偶者及子二日以内に改正せられたき事

一、現業員の二十四時と從業員の時間均等の爲めに代ふべき公休日として一週一日の割合を附與する事

一、徹夜宿直に關し一般旅費増額に件ふて本料金を雇員二十七錢傭員二十錢に増加せられたき事

一、家族四名以上に對し官舎を貸與し之に相當するもの及一家の生計を營む者には官舎に在るものに比例し相當の舍宅料を支給せられたき事

一、一年ケ年間無缺勤者にして公休日附與されざるものに對しては各課長に於て認可の上公休日に支給の事

一、轉轍手より雇員採用の事

一、傭人にして成績優良相當年功ある者に對し月俸制度を設けられたき事

更に如何なる議案が可決せられたるや其の大勢を見んがため河北新報十月十二日號に掲げられたる仙臺鐵道局の大原氏の語る所を記せば左の如くである。

提出された議案は管内を通じて五百件許あつたが此中委員會に於て可決されたのは半數以下である、然して可決となつた議案を大別すると大要左の如くである

- (一)業務に關するもの
 - (二)待遇に關するもの
 - (三)官舎に關するもの
 - (四)乘車證に關するもの
 - (五)共済組合に關するもの
 - (六)勤務上に關するもの
 - (七)被服に關するもの
 - (八)旅費助料等に關するもの
- 其の大部分は現業員の生活上の要求であつた

東京砲兵工廠職工代表者

東京砲兵工廠に於ては大正八年十月東京砲兵工廠職工代表者たるものが設けられた。

一、目的

職員職工間の意思の疏通を図るにある。

二、組織

助役及び在職満三年以上の職工中より職工の選挙したる者を以て組織する。選挙による職工代表者の人員は各掛工場の職工人員二百人以上なる時は二百人を超ゆる百人毎に一名を増加し又職工人員五十人未滿の掛工場は一名である。

三、會議方法

懇談制をとつて居る。會合は各課所毎に開かれるのである。尙職工代表者は職工に意見ある時は之を聴取して關係職員に申出るのであるが特別の事由ある場合には此の順序を踏む事なく、直接課所長又は提理に申出づる事が出来る。

大阪砲兵工廠従業員懇談會

大阪砲兵工廠に於ては五月従業員懇談會なるものが設けられた。

一、目的

従業員相互の意思の疏通を図るにある。

二、組織

職工代表者及び所要の職員並に職工長同副長を以て組織する。

三、代表者選出の方法

課所長は業務作業別若くは其の他の區分に依り適宜の方法を以て職工代表者若干名を選出する。但し當分の中在職満三年以上の者のみ職工代表者たるの資格がある。

四、會議方法

懇談制をとつて居る。そして會合は課所別に行はれ、課所長に於て少くとも毎月一回其の必要ありと認めた時隨時之を開催する。

尙此の懇談會に於ては職工代表者の選出が課所長の適宜とする方法を以て行はれ必ずしも選挙によるを要しないから此の會は工場委員會の變態であつて眞の工場委員會と云ふ事は出来ない。

陸軍被服廠懇談會

陸軍被服廠に於ては六月陸軍被服廠懇談會なるものを組織した。

一、目的

上下意思の疏通を計り圓滿なる諒解の下に業務の進捗を期するにある。

二、組織

高等官、判任官、雇員、傭人、職工の全員を以て組織し、雇員、雇員、職工は各其代表者を選出する。尙代表者の選出は雇員に就ては全員の四分の一、傭人に就ては同四分の一、職工に就ては男女毎に二十分の一であつて代表者は辭任する事を得ない。

三、選舉

選舉は雇員、傭人、職工(男女を區分)毎に之を行ふのであるが、雇員、傭人に在りては全般を通じ職工に在りては部毎に一斑若しくは數班を合し行ひ投票は連記無記名である。

四、會議方法

懇談制をとつて居る。判任官、雇員、傭人、職工各別に會合を行ふのであるが高等官は總ての會合に列席する。又職工の會合には代表者に非ざる職工長及職工副長を出席せしむる事がある、尙會合は概ね毎年春秋二回開かれる。

吳海軍工廠職工協議會

三萬の職工を有する吳海軍工廠では豫て労働組合に代り他の一團體を組織せんと計畫中であつたが六月遂に吳海軍工廠職工協議會なるものを組織するに決し、同月二十一日同會規則及び協議員の選舉規程を發表した。概要左の如くである。

一、目的

意志疎通を圖り併せて從業職工の福祉増進に關する事項を協議するにある。

二、組織

一般職工中から選舉した職工代表員の互選に係る協議員を以て組織する。

三、選舉

勞資協調運動

協議員の選舉區は検査官所屬、砲煩部、水雷部、造船部、造機部、製鋼部、火藥試驗所、會計部及兵器部の各部で其の員數は各部に於ける職工員數に従ひ左記標準率に依つて定める。

(一)職工員數五千人以内

每五千人又は其端數に付一人

(二)職工員數三千一人乃至六千人

每千五百人又は其端數に付一人

(三)職工員數六千一人乃至一萬人

每二千人又は其端數に付一人

(四)職工員數一萬一人以上

每二千五百人又は其端數に付一人

職工代表員の選舉區は各部を工場及び之に準ずる庫、室により區分した小選舉區である。尙一年以上工廠に勤続した職工で二十歳以上の者は職工代表員の選舉權を有し、二年以上の勤続者で二十五歳以上の者はその被選資格がある。投票は單記無記名である。

四、會議方法

議事制によつて居る。協議會には廠長が

職工中より指定した主事があつて會務を統理するが會議の際には理事が議長となる。尙會議には廠長が職員中より指定した十五名の參與員を參與せしめる。然し表決には預からない。尙其の例會は毎年二月と八月に開かれる。

かくて八月二十六、七兩日第一回の協議會が開催せられ精神講話獎勵、殉難招魂祭、除名職工再入廠の件、職工人事行政上適任者の件其他待遇、慰安、衛生、交通、服裝給付、共濟組合等の諸問題に就き協議した。

八幡製鐵所懇談會

八幡製鐵所に於ては六月製鐵所懇談會なるものが組織せられたが今其の目的、組織等を簡単に述べれば左の如くである。

一、目的

雇傭條件に關し職工共通の利害に係る事項に付懇談し意思の疏通を圖るにある。

二、組織

一課に付二十人以内の職工總代を組長

伍長と本職工と各半数宛互選し此等各課の職工總代の互選に係る四十人以内の懇談會員を以て組織する。

三、選舉

職工總代の選舉は各工場毎に行はれ、各其員數が定められて居る。一工場の本職工數一百人未滿の時は他の工場と合して一工場と見做され、一課の本職工二百人未滿の時は他の課と合して之を一課と見做される。而して本職工はすべて選舉權があり成年本職工で在勤二ヶ年以上の者は被選資格がある。投票は單記無記名である。

四、會議方法

懇談制をとつて居る。此の懇談會及び各部長又は各課長が必要により其の部所又は課内の利害關係ある職工總代を集めて開く協議會には製鐵所職員が參與する。尙懇談會は一年一回以上招集せられる。

かくて六月十四日第一回會合が開かれたが何等まとまりたる議題もなかつた由である。

秀英舎工場協議員

東京秀英舎活版所に於ては大正八年十一月以來工場協議員なるものが組織されて居る。

一、目的

現業員の待遇衛生保健休養及教育其他現業員の利害に關する事項に就き現業員一同を代表して會社の諮問に應じ意見を開陳し又は提案を爲すにある。

二、組織

現業員五十人又は其過半数毎に一人の割合に選出する協議員を以て組織する。尙五十人未滿十五人以上の係にては一人を選出し得、十五人に達せざるものは同一課内の他の係と合併通算して其數を定む。

三、選舉

- (一) 左の資格を有する者は選舉權がある。
- イ、年齢二十五年以上の男子
- ロ、滿二年以上の勤續者
- ハ、工手の待遇を受くる者

- ニ、雇傭誓約證を差入れたる者
- ホ、既往一年以内に減給以上の懲戒處分を受けざりし者
- ヘ、刑事前科を有せざる者
- (二) 左の資格を有する者は被選資格がある。

- イ、滿一年以上の勤續者
- ロ、年齢滿二十年以上の男女工手及工手補

尙投票は單記無記名であつて、協議員の設定員は本店六人第一工場十七人第二工場三人總計二十六人である。

四、會議方法

懇談制をとつて居る。

日清印刷工務協議員會

東京日清印刷株式會社に於ては四月以來工務協議員會なるものが組織せられて居る。

一、目的

傭者被傭者相互間の信賴と諒解とを完

全にし以て同會社の進歩、發展を圖り且被
傭者の待遇保健休養教育其の他相互の利
害に關する事項に付工務員を代表して會
社の諮問に應じ又は提案をなすにある。

二、組織

工務者（工務員中工匠を除きたる者）の
選舉した工務者協議員及び常任取締役の
指名したる事務者（工務に關する事務を執
る者）協議員各十五名を以て之を組織する

三、選舉

（一）工務者選舉部別

一部 植字係	四人
二部 活版印刷課	三人
三部 採字課	二人
四部 石版印刷課 寫眞製版課	二人
五部 原版原畫課	一人
六部 鉛版課	一人
七部 鑄造課 字母電氣版課	一人
八部 紙裁課倉庫課	一人

（二）技工以下の工務員で左の資格を有す
る者は協議員選舉權がある。

- イ、滿六月以上の勸績者
- ロ、年齢滿二十歳以上の男女技工、工手
及工手補

（三）年齢滿二十三歳以上の男技工及工手
で左の資格を有する者は被選資格があ
る。

- イ、所屬投票部の工務員なる事
 - ロ、滿一年以上の勤績者
 - ハ、雇傭誓約書を差入れたる者
- 尙選舉は各部毎に行はれ、投票は單記無
記名である。

四、會議方法

議事制をとつて居る。議長及び副議長は
取締役會の決議により協議員以外の者か
ら之を指名する但し表決權を有しない。
協議員會は議長の招集により三月以内に
一回の總會を開くのであるがその、會社又
は協議員の提案により調査會議する事項
は左の如くである。

- （一）工務員雇傭條件に關する事項
- （二）危険防止及び傷害に關する事項
- （三）保健衛生及び風紀に關する事項

- （四）教育休養及慰安に關する事項
- （五）互助及び援護に關する事項
- （六）能率及福利増進に關する事項

五、決議

工務協議員會へ附議した決議事項は議
長に附記し議長は之を常任取締役に提出
し其の同意を得て之を實施する。若し同意
を得ざる時は之を再議に附するのである
が此の再議に附した決議事項にして重要
なる問題は取締役會に於て其の採否を決
するのである。

以上はその組織の大要であるが尙此他
協議員會の規則中には協議員は工務協議
會員に於て發言したる意見に關し其の意
に反して解雇せらるゝ事なしとか、工務協
議員會へ出席の協議員は時間中賃金の支
給を受くる等重要の規定がある。

牧山骸炭製造協働會

三菱礦業 式社經營の牧山骸炭製造
所に於ては勞資協調の目的を以て牧山骸
炭製造所協働會なるものが組織された。

一、目的

會員間の意志疏通を計り努めて協調の實をあげ身神の修養、智徳の啓發、技術の練磨、能率の増進、衛生防災、慰安、共濟等の諸問題を研究し所長の諮詢に應ずるにある。

二、組織

同製造所職員（賛助會員）並に組頭の職にある傭使補及び職工（以上兩者正會員）を以て組織し會長は賛成會員中より所長之を囑託するのであるが、此の會の肝要なる所は各十名以上より成る甲乙兩種の委員が相集まつて組織する委員會にある。

三、委員の選出

甲委員は賛助會員中より會長之を選任し甲委員長は甲委員の互選による。

乙委員は同所に一ケ年以上勤續の正會員中より會員之を選擧して委員長は乙委員の互選による。

四、會議の方法

議事制をとつて居る。委員會を分ちて全

委員會と分委員會とし前者は會長之を召集し議長は會長之に當り（但し採決に加はらず）後者は全委員會の豫備會議其他の必要に應じ各委員長別々に之を召集し議長は夫々各委員長之に當る。そして委員は委員會によつて所長の諮詢に應ずるのである。